

県立中学校における令和3年度（2021年度） 使用教科用図書採択について

（提案理由）

県立学校における教科用図書採択の基本方針に基づき、県立中学校における令和3年度（2021年度）使用教科用図書を採択する必要がある。

参考：関係法令条項

●熊本県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則（H20.4.1施行）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（12）県立学校教科用図書採択の基本方針及び教科用図書の採択

●県立学校における教科用図書採択の基本方針（平成27年6月改正）

3 教科用図書の採択の方法

（3）教科用図書の採択

ウ 教育委員会は、県立学校において使用する教科用図書について審議し、採択する。